

まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第 2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第 3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

第 4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
77,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県かたくちいわし漁業	77,000 トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
44,000 トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県うるめいわし漁業	44,000 トンの内数